

統計資料

第1表…交通事故の検察庁終局処理人員の処理区分別構成比

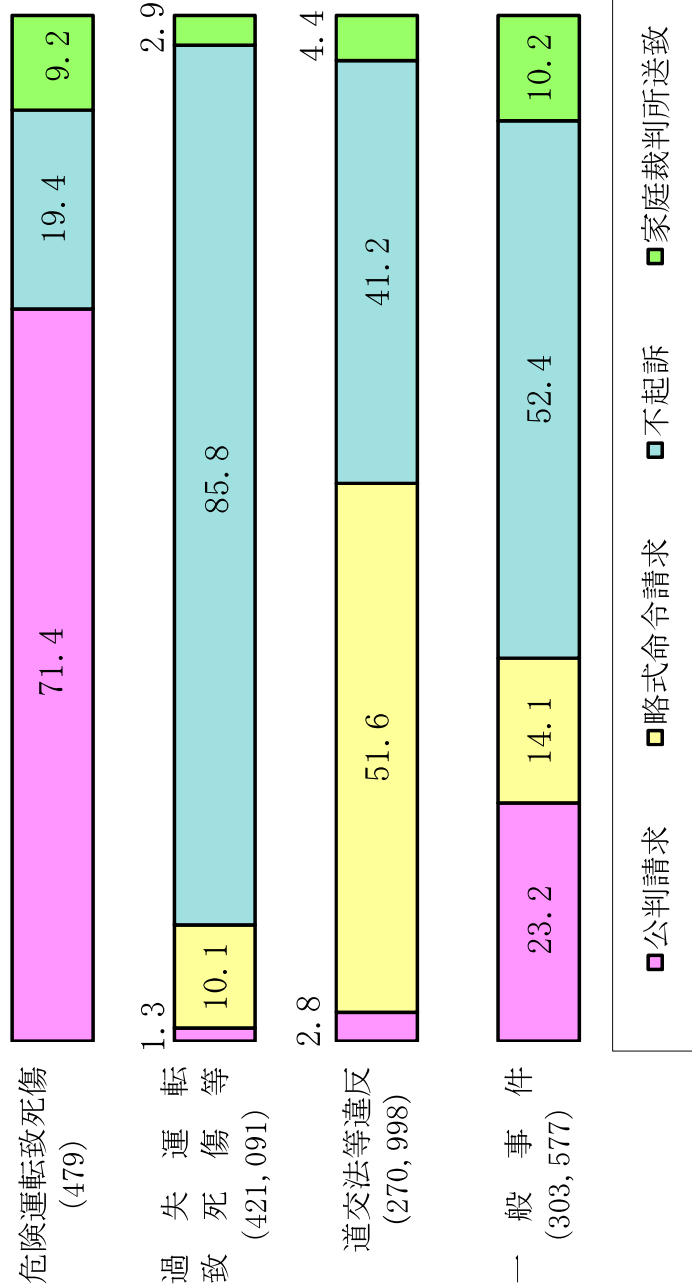
第2表…危険運転致死傷による公判請求人員の態様別構成比

第3表…危険運転致死傷（妨害行為）による公判請求人員

第4表…危険運転致死傷罪の科刑状況　—通常第一審（地裁）有罪人員の科刑状況—

交通事故の検察庁終局処理人員の処理区分別構成比

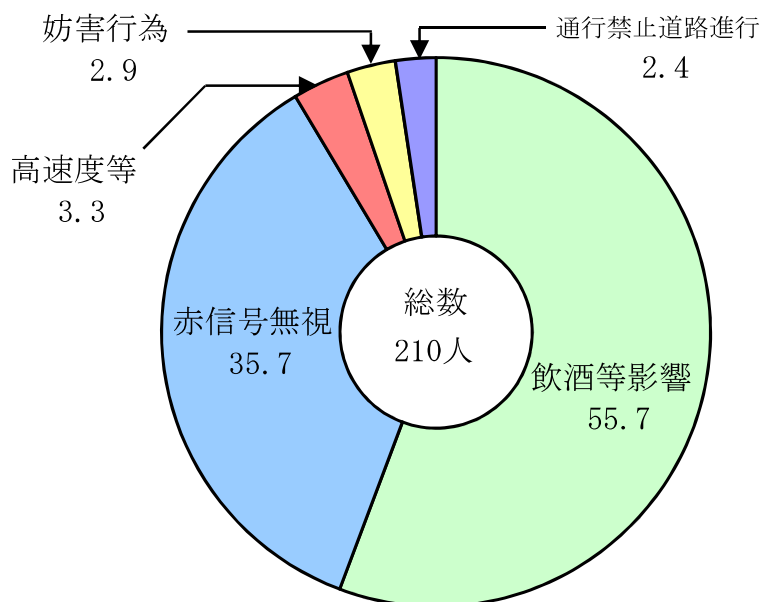
(平成30年)



- 注 1 検察統計年報による。
 2 「一般事件」は、危険運転致死傷、過失運転致死傷等及び道交法等違反以外の事件である。
 3 ()内は、実人員である。

危険運転致死傷による公判請求人員の態様別構成比

(平成30年)



- 注 1 検察統計年報による。
- 2 「危険運転致死傷」は、自動車運転死傷処罰法2条の罪であり、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に係る罪を含む。
- 3 「飲酒等影響」は、自動車運転死傷処罰法2条1号に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第1項前段に規定する罪をいう。
- 4 「高速度等」は、自動車運転死傷処罰法2条2号及び3号に規定する罪並びに平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第1項後段に規定する罪をいう。
- 5 「妨害行為」は、自動車運転死傷処罰法2条4号に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第2項前段に規定する罪をいう。
- 6 「赤信号無視」は、自動車運転死傷処罰法2条5号に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第2項後段に規定する罪をいう。
- 7 「通行禁止道路進行」は、自動車運転死傷処罰法2条6号に規定する罪をいう。

危険運転致死傷（妨害行為）による公判請求人員

区分 年次	危険運転致死傷のうち妨害行為によるもの		
	総数	致傷	致死
平成21年	8	7	1
平成22年	6	4	2
平成23年	9	7	2
平成24年	2	2	0
平成25年	8	6	2
平成26年	9	8	1
平成27年	6	6	0
平成28年	4	3	1
平成29年	11	10	1
平成30年	6	6	0

注 1 検察統計年報による。

2 「妨害行為」は、自動車運転死傷処罰法2条4号に規定する罪及び平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2第2項前段に規定する罪をいう。

3 実人員である。

危険運転致死傷罪の科刑状況 一通常第一審（地裁）有罪人員の科刑状況一

区分 年次	罪名	有罪													罪		
		懲役 総数	30年 以下	25年 以下	20年 以下	15年 以下	10年 以下	7年 以下	5年 以下	3年	2年 以上	1年 以上	6月 以上	6月 未満	うち 全部 執行 猶予	うち 全部 執行 猶予	うち 全部 執行 猶予
平成21年	計	220	-	-	-	-	5	8	18	19	11	64	100	84	3	-	-
	危険運転致傷 危険運転致死	201 19	- -	- -	- -	- -	1 4	1 7	13 5	16 3	11 -	64 -	100 -	84 -	3 -	- -	- -
平成22年	計	207	-	1	-	2	8	12	9	18	13	67	87	69	3	1	-
	危険運転致傷 危険運転致死	185 22	- -	- 1	- -	- 2	1 7	2 10	9 -	17 1	13 -	66 1	87 -	69 -	3 -	1 -	- -
平成23年	計	185	-	-	-	2	3	7	11	14	8	56	44	79	-	-	-
	危険運転致傷 危険運転致死	168 17	- -	- -	- -	- 2	1 2	1 6	7 4	13 1	8 -	54 2	44 -	79 -	- -	- -	- -
平成24年	計	192	-	-	1	3	12	5	10	16	9	54	39	68	3	3	-
	危険運転致傷 危険運転致死	169 23	- -	- -	- 1	- 3	- 12	1 4	7 3	16 -	9 -	54 -	39 -	68 -	3 -	3 -	- -
平成25年	計	195	-	-	-	3	14	9	12	24	16	55	42	77	63	1	-
	危険運転致傷 危険運転致死	163 32	- -	- -	- -	- 3	1 13	3 6	7 5	19 5	15 1	55 -	42 -	77 -	63 -	1 -	- -
平成26年	計	201	-	-	-	1	10	2	7	20	15	56	44	103	84	2	-
	危険運転致傷 危険運転致死	187 14	- -	- -	- -	- 1	- 10	1 1	6 1	19 1	15 -	56 -	44 -	103 -	84 -	2 -	- -
平成27年	計	203	-	1	1	5	7	8	11	13	10	59	46	94	85	4	2
	危険運転致傷 危険運転致死	177 26	- -	- 1	- 1	- 5	- 7	1 7	8 3	11 2	9 1	59 -	46 -	94 -	85 -	4 -	2 -
平成28年	計	212	-	2	-	2	12	7	10	15	11	53	50	109	98	2	-
	危険運転致傷 危険運転致死	185 27	- -	- 2	- -	- 2	1 11	1 6	4 6	15 -	11 -	53 -	50 -	109 -	98 -	2 -	- -
平成29年	計	219	-	-	1	3	7	10	7	17	13	50	45	115	109	9	7
	危険運転致傷 危険運転致死	196 23	- -	- -	- 1	- 3	- 7	2 8	4 3	16 1	13 -	50 -	45 -	115 -	109 -	9 -	7 -
平成30年	計	173	-	-	1	3	6	2	5	15	12	49	43	87	83	5	3
	危険運転致傷 危険運転致死	160 13	- -	- -	- 1	- 3	- 6	- 2	4 1	15 -	12 -	49 -	43 -	87 -	83 -	5 -	3 -

(注) 1 最高裁判所資料による。
 2 実人員である。
 3 罪名は処断罪名である。
 4 平成28年6月1日の施行日以降、刑の一部執行猶予が言い渡された人員はない。
 5 「危険運転致傷」及び「危険運転致死」は、自動車運転死傷処罰法2条の罪であり、平成25年法律第86号による改正前の刑法208条の2に係る罪をそれぞれ含む。
 6 被告人が少年の事件について、不定期刑の言渡しがあったものについては長期を基準にした。